

第93号議案

島根県手数料条例の一部を改正する条例

島根県手数料条例（平成12年島根県条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表30の項第20号中「第36条の4第1項」の次に「（法第83条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同項第21号中「第36条の4第2項」の次に「（法第83条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同項第37号中「第159条の11第1項」の次に「又は動物用医薬品等取締規則（平成16年農林水産省令第107号）第115条の12第1項」を加え、同項第38号中「第159条の12第1項」の次に「又は動物用医薬品等取締規則第115条の13第1項」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。